4. 3. 9
91

⑩ 山本自動車部

所在地、鳥取縣八頭郡河原所

労働者、六名

発力者 全部

原因証明書

自動車運転手岸田馬、新等ハ何モ日給五十三円以下三十三円ニシテ助手山本仙弟ハ年齢十四円五十銭ノ学ナルニ付テ生活困難ノ理由ニシテ十七円完（助手ハ二十七円五十銭）ノ増給困難ノ理由ニシテ十七円完ノ要求ニ対シテ十二円十三日ノ罷業ニ入ルヘフ協議ナレ居リタルモ公定ニ至ラサリ

[illegible]ノ罷業ノ報[illegible]見ヘタルニ所轄河原署長ニ求ノ斡旋ノ所署長ニ一任シ適当ノ時様ニ求ノ増給セ

財團 協調會

法人 協調會